

(別添)

「いじめの問題への取組状況に関する緊急調査」結果 について（概要）

平成23年1月20日
文部科学省児童生徒課

1. 趣旨

「いじめの問題への取組の徹底について」（平成18年10月19日付け18文科初第711号文部科学省初等中等教育局長通知）及び「『平成21年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』結果について」（平成22年9月14日付け22初児生第25号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）に基づく各学校及び教育委員会のいじめの問題への取組状況を把握するため、本調査を実施した。

2. 調査内容・方法

（1）調査対象

- ①公立小学校、公立中学校、公立高等学校（通信制を除く）、公立中等教育学校、公立特別支援学校（以下、「公立諸学校」という）
- ②都道府県教育委員会、市区町村教育委員会（政令指定都市、特別区を含む）（以下、「教育委員会」という）

（2）調査内容概要

- ①公立諸学校
 - I. いじめの問題への取組に対する点検について
 - II. いじめの実態把握に関するアンケート調査について
 - III. いじめの問題に関する校内研修について
- ②教育委員会
 - I. 設置している学校に対する指導について
 - II. いじめの問題への取組に対する点検について
 - III. いじめの問題への取組について

（3）調査時期

平成22年12月1日～12月24日

3. 結果概要

以下は、本調査結果の概要を示すとともに、本調査結果と「いじめの実態把握及びいじめの問題への取組の徹底について」（平成22年1月9日付け22文科初第1173号文部科学大臣政務官通知）、「いじめの問題への取組の徹底について」（平成18年10月19日付け18文科初第711号初等中等教育局長通知）、『平成21年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』結果について」（平成22年9月14日付け初児生第25号児童生徒課長通知）等において示された方針から求められる取組を取りまとめたものである。

（1）公立諸学校の取組状況

I. いじめの問題への取組に対する点検について

①点検の実施について

<調査結果>

- いじめの問題への取組に関する点検項目を設け、定期的に点検している小学校は約92%、中学校は約92%、高等学校は約74%、特別支援学校は約56%であった。
- 点検の頻度は、小学校、中学校では「年2～3回」の割合が大きく（小学校約59%、中学校約62%）、高等学校、特別支援学校では「年1回」の割合が大きい。（高等学校約46%、特別支援学校約44%）

<求められる取組>

いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題である。いじめを許さない学校をつくるとともに、日頃から児童生徒等が発する危険信号を見逃さないようにし、いじめの早期発見・早期対応を進めるために、各学校は、いじめの問題への取組について、それぞれの実情に応じた適切な点検項目に基づく定期的な点検を行い、点検結果を踏まえて取組の充実を図る必要がある。なお、点検項目については、「いじめの問題への取組の徹底について」（平成18年10月19日付け18文科初第711号初等中等教育局長通知）に添付した「いじめの問題への取組についてのチェックポイント」も参考にされたい。

②点検の実施主体及び点検結果の共有について

<調査結果>

- 全教職員で点検すると回答したのは、小学校は約94%、中学校は約90%、高等学校は約72%、特別支援学校は約78%であった。
- 点検結果やこれに基づく課題を全教職員で共有していると回答したのは、小学校と中学校は約99%、高等学校と特別支援学校は約95%であった。

<求められる取組>

いじめの問題への取組に関する点検は、管理職や生徒指導主事等の一部の教職員にのみ関係する点検項目を除き、基本的には全教職員で行い、点検結果やこれに基づく課題については、全教職員で共有した上で、取組の改善につなげる必要がある。

Ⅱ. いじめの実態把握に関するアンケート調査について

<調査結果>

- 平成22年度中の「アンケート調査」の実施予定がないと回答したのは、小学校と中学校は約1%、高等学校は約12%、特別支援学校は約47%であった。
- アンケートの頻度は、小学校、中学校では「年2～3回」の割合が大きく（小学校約61%、中学校約63%）、高等学校、特別支援学校では「年1回」の割合が大きい（高等学校約56%、特別支援学校約67%）。実施方法は、小学校、中学校では記名式の割合が大きく（小学校約72%、中学校74%）、高等学校では無記名式の割合が大きい（約74%）。特別支援学校では、記名式、無記名式ともに約53%であった。

<求められる取組>

各学校は、いじめはどの学校でもどの子どもにも起こり得るものであることを再度認識し、定期的に児童生徒から直接状況を聞く機会を確実に設ける必要がある。「『平成21年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』結果について」（平成22年9月14日付け児童生徒課長通知）において求めたとおり、その手法として、各学校は、「アンケート調査」を実施した上で、これに加えて、各学校の実情に応じて、個別面談、個人ノートや生活ノートといったような教職員と児童生徒との間で日常行われている日記等の活用など、更に必要な取組を推進する必要がある。

Ⅲ. いじめの問題に関する校内研修について

<調査結果>

- 多くの学校では何らかの形で平成22年度中のいじめの問題に関する研修を実施（又は予定）している。実施予定がないと回答した学校は、小学校は約5%、中学校は約8%、高等学校は約27%、特別支援学校は約38%であった。

<求められる取組>

各学校においては、校内研修等を通じて、いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、いじめの態様や特質、原因や背景、具体的な指導上の留意点などについて教職員間の共通理解を図り、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たる必要がある。

(2) 教育委員会の取組状況

I. 設置している学校に対する指導について

①各学校におけるいじめの問題への取組に対する点検について

<調査結果>

- 設置している各学校に点検項目に基づく定期的な点検を求めている教育委員会は、都道府県・指定都市では約99%、指定都市を除く市区町村(以下、「市区町村」という)では約83%であった。そのうち、点検の報告を求めているという回答は、都道府県・指定都市では全体の約41%、市区町村では全体の約52%であった。

<求められる取組>

いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題である。いじめを許さない学校をつくるとともに、日頃から児童生徒等が発する危険信号を見逃さないようにし、いじめの早期発見・早期対応を進めるために、各教育委員会は、管下の学校に対し、いじめの問題への取組について、それぞれの実情に応じた適切な点検項目に基づく定期的な点検を求め、取組の充実を促す必要がある。なお、点検項目については、「いじめの問題への取組の徹底について」(平成18年10月19日付け18文科初第711号初等中等教育局長通知)に添付した「いじめの問題への取組についてのチェックポイント」も参考にされたい。

②各学校におけるいじめの実態把握に関するアンケート調査について

<調査結果>

- 『平成21年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』結果について(平成22年9月14日付け児童生徒課長通知)を受けて、設置している各学校に、いじめの実態把握に関するアンケート調査の平成22年度中の実施を求めた教育委員会は、都道府県・指定都市では約65%、市区町村では約47%であった。一方、期間を指定せずに実施を求めた場合や当該通知以前に実施を既に求めていた場合を含めると、都道府県・指定都市では全ての教育委員会がアンケートの実施を求めたが、市区町村では、約11%の教育委員会が何らかの理由によりアンケートの実施を求めている。

<求められる取組>

いじめの実態把握のためには、定期的に児童生徒から直接状況を聞く機会を確実に設ける必要がある。『平成21年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』結果について(平成22年9月14日付け児童生徒課長通知)において求めたとおり、各教育委員会は、管下の学校におけるいじめの実態把握の取組状況を点検し、全ての学校に対して「アンケート調査」の確実な実施を求めるとともに、更なる取組を行うよう必要な指導・助言に努める必要がある。

II. いじめの問題への取組に対する点検について

<調査結果>

- いじめ問題への取組に関する点検項目を設け、定期的に点検している教育委員会は、都道府県・指定都市では約76%、市区町村では約58%であった。

- 点検の頻度は、都道府県・指定都市では「年1回」が50%、「年2～3回」が約42%、市区町村では、「年1回」が32%、「年2～3回」が約51%であった。

＜求められる取組＞

いじめの問題への取組の充実のため、各教育委員会は、管下の学校の取組に対する支援や研修の実施等、自らの取組について、その実情に応じた適切な点検項目を作成し、定期的に点検を行う必要がある。

Ⅲ. いじめの問題への取組について

①いじめの問題に関する指導の方針について

＜調査結果＞

- 都道府県・指定都市では全ての教育委員会が、管下の学校等に対し、いじめの問題に関する指導の方針を明らかにしている。市区町村では約12%の教育委員会が、管下の学校等に対し、いじめの問題に関する指導の方針を明らかにしていない。

＜求められる取組＞

各教育委員会は、管下の学校等に対し、いじめの問題に関する指導の方針を明らかにし、積極的な指導を行う必要がある。

②管下の学校のいじめの問題の状況把握と支援について

＜調査結果＞

- 都道府県・指定都市では100%、市区町村では約98%の教育委員会が、管下の学校のいじめの実態の把握に努めていると回答した。また、学校への支援や保護者への対応については、都道府県・指定都市では100%、市区町村では約99%の教育委員会が適切に行っていると回答した。さらに、いじめの問題について指導上困難な課題を抱える学校に対する重点的な指導、助言、援助を行っているという回答した教育委員会は、都道府県・指定都市では100%、市区町村では約97%であった。

＜求められる取組＞

各教育委員会は、管下の学校におけるいじめの問題の状況について、学校訪問や調査の実施などを通じて実態の的確な把握に努めるとともに、学校や保護者等からいじめの報告があったときは、各学校のニーズに応じ、適切な支援を行う必要がある。

③出席停止について

＜調査結果＞

- 指定都市では全ての教育委員会が、出席停止の手続きに関する教育委員会規則を定めている。市区町村では約3%の教育委員会が、出席停止の手続きに関する教育委員会規則を定めていない。

<求められる取組>

学校教育法第35条第3項において、「出席停止の命令の手続きに関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする」と定められているところである。出席停止に関する規則を整備していない市区町村教育委員会においては、迅速に、教育委員会規則において、出席停止の手続きに関する規則を整備しなければならない。

なお、出席停止の運用については、「出席停止制度の運用の在り方について」（平成13年11月6日付け13文科初第725号初等中等教育局長通知）を参考にされたい。

④就学校の指定の変更や区域外就学について

<調査結果>

- 教育委員会の定める規則において、いじめを原因とする就学校の指定の変更や区域外通学を認めているのは、指定都市では100%、市区町村では約91%であった。

<求められる取組>

いじめられている児童生徒については、必要があれば、就学校の指定の変更や区域外就学など弾力的な措置を講じる必要がある。そのため、各市区町村教育委員会においては、いじめを原因とする就学校の指定の変更や区域外就学を認められるように、規則等において、必要な事項を定める必要がある。

⑤通知等の活用に関する点検について

<調査結果>

- いじめの問題に関する通知等の資料の活用やその趣旨の周知・徹底について、学校の取組状況を点検し、必要な指導、助言を行っているとは回答した教育委員会は、都道府県・指定都市では約86%、市区町村では約80%であった。

<求められる取組>

各教育委員会は、関連の通知などの資料がどう活用されたか、その趣旨がどう周知・徹底されたのかなど、学校の取組状況を点検し、必要な指導、助言を行う必要がある。

⑥研修の実施や教師用手引書の作成について

<調査結果>

- 平成22年度中のいじめの問題に関する研修については、都道府県・指定都市では約86%の教育委員会が生徒指導担当教員を対象とした研修を実施（又は予定）、約83%の教育委員会が初任者研修において実施（又は予定）と回答し、市区町村では、約43%の教育委員会が生徒指導担当教員を対象とした研修を実施（又は予定）と回答したのに対し、特に実施の予定はないと回答した教育委員会は、市区町村で約34%であった。
- いじめの問題に関する教師用手引き書を作成している教育委員会は、都道府県・指定都市では約91%、市区町村では約15%であった。

<求められる取組>

いじめの問題については、その重大性を始め、いじめの態様や特質、原因や背景、具体的な指導上の留意点、学校全体で対応する体制づくり等について、全ての教職員が認識する必要がある。そのため、各教育委員会としては、研修の実施や教師用手引書の作成等により、教職員一人一人や学校の取組の充実を促すことが必要である。

⑦教育相談体制の整備について

<調査結果>

- 学校や保護者の相談体制を整備していると回答した教育委員会は、都道府県・指定都市では100%、市区町村では95%であった。
- 学校以外の相談窓口の周知方法については、チラシやカード等を学校を通じて配布するという回答が都道府県・指定都市では約99%、市区町村では63%あり、インターネットを通じてという回答が都道府県・指定都市で約94%、市区町村で約27%であった一方で、約14%の市区町村教育委員会が特に周知の手段は講じていない。

<求められる取組>

各学校におけるいじめの問題の解決を支援するためには、各教育委員会は、学校からのみならず、保護者からの相談も直接受けとめることのできるような教育相談体制を整備する必要がある。また、教育相談が広く利用されるよう、相談窓口について、児童生徒、保護者等に対し、周知徹底を図らなければならない。さらに、教育相談の内容に応じ、学校と協力した継続的な事後指導や医療機関など専門機関との連携が求められる。

⑧家庭や地域、関係機関との連携について

<調査結果>

- 教育委員会や学校とPTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けているのは、都道府県・指定都市では約74%、市区町村では約66%であった。
- いじめの問題に関わる啓発・広報活動を積極的に行っていると回答したのは、都道府県・指定都市では約86%、市区町村では約54%であった。

<求められる取組>

各教育委員会は、いじめの問題に関する家庭や地域の取組を推進するための啓発・広報活動を行うなど、いじめの問題の解決のために、家庭や地域、関係機関と適切な連携協力を図る必要がある。